

令和7年1月

在留外国人のお客さまへ

「在留期間」等の確認についてのお願い

平素は大分みらい信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、在留期間に定めのあるお客さまと円滑にお取引をさせていただくため、下記のとおりお取り扱いさせていただきますのでご案内申し上げます。

記

1. 大分みらい信用金庫に口座を開設されている在留期間満了日が到来するお客さまにつきまして、更新された在留カードを提示いただきお客さまに関する情報や在留資格在留期間（満了日）等を確認させていただいています。
2. 在留資格、在留期間（満了日）の確認に応じていただけないまま在留期間（満了日）が到来した場合や、在留資格、在留期間（満了日）が確認できる書類の提示に応じていただけない場合は、預金規定に基づきお取引の全部または一部を制限させていただく場合がありますのでご注意ください。
3. 上記に該当するお客さまは、次の資料をお取引店窓口にてご提示いただきますようお願いいたします。

《お持ちいただく書類》

- 新しい在留期間が記載された在留カード（原本）
- 預金通帳・キャッシュカード
- お届けのご印鑑（引越し等で大分みらい信用金庫にお届けいただいている情報が変更されている場合や口座の解約を行う場合）

なお、ご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
大分みらい信用金庫 事務部マネロン対応グループ
TEL 0120-361-556（お客さま情報確認専用コールセンター）
【受付時間】9：00～17：00（月～金 ただし当金庫の休業日除く）